

令和5年3月23日

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議長 五日市 王

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書

性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進に向けた法整備・環境整備を行うよう強く要望する。

理由

近年、性的指向や性自認に関する認知が高まっている一方で、依然として日常生活や職場・学校などの社会生活において、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別に苦しんでいる人々がいる。また、最近では公人の差別発言が世間を騒がせており、性的指向・性自認による差別の解消は喫緊の課題である。

海外では、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明しても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くある。

多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することは、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成に寄与するものである。

よって、国においては、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進に向けた法整備・環境整備を行うよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。